

令和7年度 第3回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和7年6月20日（金） 午後3時から午後5時まで

2 場 所

千葉市美術館11階講堂

3 出席者

委 員：菊地委員長、齋藤副委員長、
井上委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、酒井委員、
水田委員、安立委員、岡山委員、本間委員

（12名）

事務局：環境生活部 井上部長、庄山次長、渡邊環境対策監

環境政策課 二川課長、三田副課長、眞田班長、

伊藤主査、今川主査、上林副主査、二上副主査

傍聴人：7名

4 議 題

（1）君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書について
（答申案審議）

（2）その他

5 結果概要

（1）君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書について
（答申案審議）

事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。

（2）その他

特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1** 君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2** 君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見（論点整理）【新旧対照表】
- 資料 3** 君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見（答申案）
- 参考 1** 市長意見の提出状況
（君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書）
- 参考 2** 環境影響評価方法書に対する住民等意見の概要
（君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書）
- 参考 3** 君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

別紙 審議等の詳細

議題 君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書について (答申案審議)

○事務局より資料１～３について説明。

(委員)

資料３の１（４）の記載について、事業計画の他の項目と書きぶりが異なる。他の記載に併せると最後の一文は「環境保全措置等の内容を尊重し、必要な回避又は低減措置のための実効性のある方法を示すこと。」等となるのではないか。

(事務局)

ホトケドジョウ等の保全地については、既設埋立地での環境影響評価手続において環境保全措置が実施された場所があることから、その内容を尊重した上で、事業計画の中で予め必要な回避又は低減措置を検討させるため、資料３の１（４）のと通りの記載内容となっている。

(委員)

資料３の１（４）で「尊重」と記載があるが、これは誤解を与える可能性がある。「考慮」等であれば良いと考えるが、「尊重」と記載した場合、今回の調査は軽視しても良いと捉えられかねない。表現について適切か検討されたい。

(委員)

資料３の２（７）については調査に関する記載であり、（８）については調査、予測及び評価に関する記載となっている。項目によって異なるのは何故か。

(委員)

資料３の２（９）についても、調査のみの記載である。これは、予測及び評価は適切に行われることを前提としているためか。

(事務局)

陸水生物については、調査手法に関する指摘であるため、資料３の２（７）のとおりに記載となっている。予測及び評価の手法は適切に記載されている。

(委員)

資料３の２（５）アについてだが、観測井の設置が「当該ボーリング地点またはその周辺において」となっており、どちらか一方で行えば良いと読み取れる。両地点での設置が必要となるため、表現を修正されたい。

(事務局)

両地点で観測井の設置を求める意見となるよう修正する。

(委員)

資料３の２（５）アについて、予測及び評価とは具体的にどのようなものが想定されるか。

(委員)

梅ヶ瀬層は砂質の地層であり、水が地下に入っていく場所であることは明らかである。そのため、この地域の地下水の流れを把握することなどが想定される。

(委員)

資料３の２（５）イは、「三次元的に地質構造を把握すること」と記載されていて、「把握する。」ということが分かりやすいが、２（５）アは、「把握した上で予測及び評価を行うこと」となっており、具体的に何を求めるか分かりにくい。この意見で把握することに力点が置かれるのであれば、２（５）アも、イと同様に「把握すること。」とした方が良いのではないか。

(事務局)

水文環境については、方法書の5-43ページに予測の手法が記載されている。事業実施区域から北北西に1キロ程度離れた福野の簡易水道水源の井戸で、地下水涵養域の改変による地下水位の変化の状況、帯水層の分断、地下水位の変化の状況について予測することとしている。これらを行うための把握の手法を指摘したものであるので、御意見いただいたとおり、予測及び評価に力点を置かなくても良いと考える。

(委員)

例えば高度な三次元シミュレーションを用いた解析など、予測及び評価の技術手法を具体的に事業者を求めるか否かを明確にすることで、「予測及び評価」の表現をどうするか議論がはっきりすると思う。資料3の2(5)イに「予測及び評価」という表現を入れた場合、高度な定量的評価を求めるような意見となり、事業者負担が大きくなってしまう可能性があるのか。事業者にはどの程度まで解析や予測及び評価を求める必要があるか伺いたい。

(委員)

どこまで事業者へ求める必要があるか判断することは難しい。ボーリング調査を行い、地下水位が分かるだけでも、水位ポテンシャルと呼ばれる地下水の流動方向を決める一番根本的なパラメーターが明らかとなる。その結果から様々なことが考察できる。もちろん浸透流解析をしてもらえれば、予測及び評価のとりまとめとしてはより望ましいものとなる。調査結果から引き出せる情報はかなりポテンシャルがある。

(委員)

シミュレーションを行うことは一般的ではないのか。

(委員)

手法としては一般的にはなっている。ただしコストがかかるものである。

(委員)

「予測及び評価」という表現を入れることが適当か。

(委員)

コストをかけて浸透流解析を行うことを求めることは難しい。調査を適切に行えば、そこから「予測及び評価」を行うための情報は引き出すことができる。そのことを考慮すると「予測及び評価」という表現を入れるべきか否かは判断が難しい。

(委員)

シミュレーションなど、具体的な予測の手法を示して事業者に求めることは難しいと考える。シミュレーションでなくてもある程度確からしさが分かる手法であれば問題ないと思う。方法書で具体的な予測項目が4つ記載されており、これで足りないということであれば、予測手法についても指摘する必要がある。

(委員)

基本的には地下水を測ることが、地下水の変化をとらえる上で重要なことである。方法書に記載された4項目を予測項目とすれば良いと思う。

(委員)

資料3の2(5) アは「予測及び評価を行うこと」と末尾に記載があり、2(5) イには記載がない。アで一番重要なことは梅ヶ瀬層の地質構造及び地下水流動方向を把握することであると思う。しかし、末尾に予測及び評価を行うことと記載すると、そこにウェイトが置かれてしまう。地下水の分布、流動方向について丁寧に記載してもらえれば、問題が起こった際にシミュレーションできる。方法書における意見としては予測及び評価を行うことという文言も重要だが、それは既に方法書に記載してあることなので、敢えて書かずに、イの書きぶりに合わせて「流動動向を把握すること。」とし、きちんとデータをとるということを指摘する方が良いと考える。

(委員)

アは、地下水に関する意見であり時間のパラメーターが入ってくる。イは、地質構造に関する意見であり固定の条件なので、アとイで表現が異なっても良いと思う。事務局はどう考えるか。

(事務局)

アは、予測及び評価を行うことを付け加えたことで、論点が明確でなくなってしまうていると思う。アの意見は調査の手法に力点を置いている内容であるので、イと同じように把握することとしたい。

(委員)

問題ないと思う。

(委員)

廃棄物には液状のものも含まれる。浸出水処理施設の稼働に伴い発生する汚泥等の廃棄物は、資料3の2(11)に記載があるが、浸出水そのものの発生量とその処理方法なども含めて、一連の排水処理のプロセスを予測に加えるべきである。浸出水、雨水等施設から排出される水の処理は重要なので排水処理については方法書に明記すべきである。

(事務局)

浸出水処理施設で副生塩が発生することになっているが、それだけではなく、汚泥や廃活性炭が出るということで項目に加えることを指摘している。方法書で予測手法に、第IV埋立地の設置により増加する浸出水量等を参考に予測すると記載されており、水量などを考慮して、汚泥等の量が予測され则认为しているが、足りないということか。

(委員)

浸出水は当事業で環境影響に非常に大きく関わるものなので、予測項目に浸出水の処理についても加えることはできないのか。

(事務局)

廃棄物の項目で意見をいただいたが、浸出水処理施設からの放流等による水質への影響は予測項目になっており、水質の項目で予測及び評価が行われると考えている。

(委員)

どの程度の浸出水量があるか、大雨の発生を十分に考慮した上で、どのようなプロセスで処理するのかを明確にしておくことが必要である。

(委員)

事務局から説明があったとおり、方法書では水質と廃棄物に項目を分けている。環境法の枠組みは、廃棄物に関わることは廃棄物処理法、水質に関わることは水質汚濁防止法で扱うこととなっている。アセスの項目では環境法の項目分けに従い検討されるので、浸出水処理水の排水による環境への影響については水質の項目でまとめざるを得ないと思う。

(委員)

今回の場合は、固体と液体の固液の相互作用となる。今回は固液反応の結果、排出される液体のことを議論するというまとめ方となっている。参考2の住民意見では「使用済活性炭の処分方法を図書に記載していただきたい。」とある。また、参考1の君津市長意見においては「汚染土壌の管理方法が記されていないため、明記すること。」と意見があり固体に関するものである。答申案等には固体に関する記載がない。液体のことを意見するということでも問題はないと思うが、住民や君津市長意見に応えることが出来るかは心配である。

(事務局)

方法書の2-32ページに浸出水処理のフローが記載されており、これに基づいて水質の予測は行われる。水質に関しては、方法書に記載された手法で予測、評価していただければ問題ないと考えている。浸出水処理水から出てくる固形分である廃棄物については、廃棄物の項目で予測、評価することとしているが、不足するものについて追加することを求める意見としている。

(委員)

資料3の2(12)について、ボイラーでA重油を使用すると記載がある。A重油の使用に伴い硫黄酸化物が排出されるが、大気の項目で硫黄酸化物を対象としていないのはボイラーの規模が小さいためか。また、このボイラーからは一酸化二窒素は排出されるのか。以前、発電所ボイラーで測ったことがあるが、大気中より排ガス中の一酸化二窒素の方が低い値となったことがあった。予測項目に加える必要があるのか。

(事務局)

温室効果ガスの項目については、環境省の「温室効果ガスの排出量算定・報告マニュアル」でA重油を使用する際の基本的な項目が示されており、その中で不足する項目があったので追加するよう指摘することとしている。

(委員)

A重油を使えば、硫黄酸化物が出てくると思われるが、大気の項目で選定していないのは何故か。

(事務局)

規模を考慮して含めていないものと思われる。

(委員)

規模が小さいとしても温室効果ガスの項目においてはメタンや一酸化二窒素は考慮しないとイケないものなのか。

(事務局)

ボイラーの規模等を確認して、大気の項目と温室効果ガスの項目を比較して、バランスが悪くならないように考えたい。

(委員)

おそらく第Ⅰ期からモニタリングを行っていて、供用時の大気汚染物質の環境負荷がほとんど検知できないレベルなので、供用時については、大気汚染物質に関して予測項目に入れていないということだと思う。ボイラーの使用に伴う温室効果への影響も大きくないと判断されるが、方法書ではA重油を使用すると記載しているにも関わらず、メタンと一酸化二窒素が予測項目に入っていないから、不足する項目を指摘するという事務局の判断だったのだと思う。

(委員)

資料3の1(1)の「埋立地の管理について万全を期すこと」という箇所について伺いたい。君津市長からは、事業を中止すべきというような厳しい意見が出ている。アセスメントの市長意見としてこのように厳しいものは、初めて拝見した。第Ⅰ埋立地での保有水の流出については君津市でも大きな問題にしていると思われる。事業者において対策をたて、粛々と実行されているとは聞いているが、問題を起こさないために、どのような対策をとるべきかを検討することが重要と考える。第Ⅰ期に何故問題が起こってしまったのかということも含めて、もう少し踏み込んで事業者に具体的な対策を示すように指摘しても良いのではないかと考える。方法書の段階又は先の段階のどちらで意見するかは事務局に任せたいと思うがいかがか。

(事務局)

第Ⅰ期処分場の改善の件は、基本的には第Ⅳ期処分場事業のアセスとは別のものであり、指導については県として対応しているところである。そのことを前提として、今回のアセス手続きの中で第Ⅰ期事業を踏まえて第Ⅳ期事業を計画していただきたいということを指摘している。

(委員)

保有水の流出が発生した場合など、問題が起こる前の予兆をきちんと把握できるようモニタリング体制を構築することが重要である。

(委員)

第Ⅰ埋立地で保有水が流出した明確な原因があるはずである。それを踏まえて具体的な対策をたてることができると思う。問題が起こる前の予兆を把握できるようにモニタリングを行うことは重要と考えるが、一方、第Ⅰ埋立地で起こった問題を今後起こらないようにするための対策を、今の時点で事業者が計画に反映できるのであれば、方法書の段階でそのことを意見することが適切であると思う。

(事務局)

モニタリング体制等については、準備書で明らかになると思うので、その段階で必要な指摘はしたいと思う。また、方法書の段階で事業計画に関して具体的に意見すべきことは第Ⅳ埋立地の保有水を確実に集排水する機能を確保できるよう、十分な規模の集排水管を適切に配置することであると考え記載した。

(委員)

書きぶりとしては、ここまでが限界なのか。答申の役割と少しずれるかもしれないが、市民や市長の意見に応えるための表現としては、少し弱いと思う。第Ⅰ埋立地で保有水が流出したことをどのように改善していくのかが分かる前向きな内容とした方が良いと思う。

(事務局)

管理について万全を期すことと記載しているが、管理方法を追求するような指摘を検討したい。

(委員)

資料3の2(2)イの項目をもう少し厳しい表現としても良いと思う。今後の気候変動を考慮し最大雨量が多くなることを想定して、予測及び評価を行うことなどとしてはどうか。答申案に大気質の項目が含まれていない。方法書5-10ページに車両の走行に伴う排出ガス項目について二酸化窒素、二酸化硫黄が入っていないのはおかしい。車両の走行に伴う排出ガスについては予測項目に必要なものを加える必要がある。ボイラーのA重油燃焼に伴う二酸化硫黄についても加えた方が良いと思う。資料3の1(4)について第Ⅳ期事業の環境影響評価手続であることを踏まえると「既設埋立地の環境影響評価手続で実施

してきた環境保全措置等の内容を尊重し、」を削除して良いと思う。

(事務局)

車両の走行に伴う予測項目は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質とされており適切と考える。
ボイラーの規模を確認して、どの様に扱うか検討したい。

(委員)

資料3の前文で、「処理後の排水は、」と記載がある一方で2(2)イに「浸出水処理水の排出」と記載があり、同じものを指していると思うので表現を統一した方が良いのではないかと。

(事務局)

表現が正確になるように修正したい。

(委員)

答申については一部修正が必要となるので、事務局に修正案を作成いただき、委員長、副委員長で相談し答申として取りまとめたい。事務局は対応をお願いしたい。